

公募型指名競争入札の執行について

令和7年9月9日（火）

大阪市福祉局長 向井 順子

次のとおり公募型指名競争入札を執行する。

1. 入札に付する事項	
(1) 案件番号	0701107
(2) 案件名称	令和8年度分重度障がい者等タクシー給付券（32枚綴）ほか4点作製・氏名等印字業務委託（単価契約）
(3) 履行期間	契約日から令和8年2月19日まで
(4) 業務概要	重度障がい者等タクシー給付券の作製、氏名等の印字を行い、指定場所へ納品するまでの一連の業務。
(5) 業務内容	仕様書のとおり
2. 日程及び場所	
(1) 揭示日	令和7年9月9日（火）
(2) 仕様書等交付書類交付期間	令和7年9月9日（火）～令和7年9月30日（火） ※ 午前10時から午後5時までとする。 （ただし、休庁日及び午後0時15分から午後1時00分までを除く。 なお、9月30日（火）については、午後3時までとする。）
(3) 仕様書等交付書類交付場所	福祉局ホームページまたは 福祉局総務部経理・企画課（経理・調達グループ） 大阪市北区中之島1-3-20 大阪役所本庁舎2階
(4) 入札参加申請書及び入札参加資格審査資料提出期間	令和7年9月9日（火）～令和7年9月30日（火） （別紙参照） ※ 午前10時から午後5時までとする。 （ただし、休庁日及び午後0時15分から午後1時00分までを除く。 なお、9月30日（火）については、午後3時までとする。）
(5) 入札参加申請書提出場所	福祉局総務部経理・企画課（経理・調達グループ） 大阪市北区中之島1-3-20 大阪役所本庁舎2階
(6) 入札参加資格審査資料提出場所	同上
(7) 指名・非指名通知日（予定）	令和7年10月7日（火） 午前10時から <u>電話等による指名通知の連絡は行わないため、指名通知書交付日時以降、入札執行日時までに上記2.（3）の担当まで指名通知書を受け取りに来ること。</u>
(8) 入札日時	令和7年10月15日（水） 午前10時
(9) 入札場所	大阪市北区中之島1-3-20 大阪役所本庁舎2階 福祉局総務部入札室
3. 入札参加資格	
(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項において準用する同令第167条の4の規定に該当しない者であること。 (2) 令和7・8・9年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「10 情報処理—01 情報処理」で登録していること。 (3) 入札参加申請時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと (4) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。 (5) 次のア～イのいずれかに該当すること ア 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が認定するプライバシーマーク制度の認定を受けていること イ ISO/IEC27001 又は JIS Q 27001 の認証を受けていること	
4. 仕様書等交付書類	
(1) 仕様書 (2) 入札参加申請書 (3) 公募型指名競争入札の執行に係る入札参加資格等説明書	

5. 質問事項の受付・締切・回答	
(1) 質問方法	仕様書の内容に関する質問は、電子メールにて下記「7. 仕様書等交付書類交付後の仕様書の内容に関する質問先」まで送信すること。(送信の際には件名もしくは本文に案件名称を必ず記載すること。)
(2) 質問締切日時	「2. 日程及び場所 (4) 入札参加申請書及び入札参加資格審査資料提出期間」に同じ
(3) 回答日及び回答方法	質問を取りまとめた上で福祉局ホームページ「入札・契約のお知らせ」に掲載する。(掲載期間：令和7年10月7日(火)午前10時～令和7年10月22日(水)午後5時) なお、質問に対する回答の他、入札に関して伝達すべき事項を掲載する場合があるので、必ず入札書提出期間までに内容を確認すること。
6. 公募型指名競争入札の手続き等に関する質問先	
福祉局総務部経理・企画課 (経理・調達グループ)	大阪市北区中之島1-3-20 大阪市役所本庁舎2階 電話 06-6208-9916
7. 仕様書等交付書類交付後の仕様書の内容に関する質問先	
福祉局障がい者施策部障がい福祉課 (企画グループ)	大阪市北区中之島1-3-20 大阪市役所本庁舎6階 電 話 06-6208-7994 メール fa0025@city.osaka.lg.jp
8. その他事項	
(1) 公募型指名競争入札の申請書類の作成及び提出にかかる費用は、申請者の負担とする。 (2) この指名競争入札を行う場合に遵守すべき事項は、指名時に交付する「入札の手引」、「入札指名通知事項」及び「入札にあたっての注意事項」による。 (3) 大阪市契約規則第37条の第1項第1号又は第3号に該当するときは、契約保証金を免除する。 (4) 保証人は不要とする。 (5) 開札後落札決定までに、入札参加申請者(参加申請者が共同企業体の場合はその構成員を含む。)が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし、無効とする。 (6) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき又は同要綱に定める誓約書を提出しないときは、契約の締結を行わないものとする。 (7) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。	